

法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：第11条第 1 項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 2 条（定義）、第 3 条（犯罪被害者等給付金の支給）、第 4 条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第 5 条（遺族の範囲及び順位）、第 6 条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第 7 条（他の法令による給付等との関係）、第 8 条（損害賠償との関係）、第 9 条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第 2 項及び第 3 項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第 1 項及び第 3 項（裁定のための調査等） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第 1 条（法第 2 条第 5 項の政令で定める要件）、第 2 条（法第 2 条第 6 項の政令で定める身体上の障害の程度）、第 3 条（法第 7 条第 1 項の政令で定める給付等）、第 4 条（法第 7 条第 1 項の給付等に相当する金額）、第 5 条（遺族給付基礎額）、第 6 条（遺族給付金に係る倍数）、第 7 条（法第 9 条第 2 項の政令で定める期間）、第 8 条（法第 9 条第 2 項の療養に要した費用の額）、第 9 条（法第 9 条第 2 項の政令で定める法律）、第10条（法第 9 条第 2 項の政令で定める場合）、第11条（法第 9 条第 2 項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第 9 条第 4 項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第 1 項の政令で定める額） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第 1 条（障害等級に該当する障害）、第 2 条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第 3 条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第 4 条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第 5 条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の 2（法第 9 条第 3 項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）
準拠基準：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和 6 年12月 2 日付け警察庁丙犯被発第257号別添）を参照して行うものとする。
処 理 期 間：おおむね 1 年以内
申 請 先：青森県警察本部又は住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話番号 017-723-4211）
備 考：